

生食発 0330 第 6 号
平成 30 年 3 月 30 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成 30 年厚生労働省告示第 153 号)が告示されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第 1 改正の概要

- 1 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づき、農薬及び動物用医薬品アバメクチン、動物用医薬品ガミシロマイシン、農薬シアナジン、農薬及び動物用医薬品ジノテフラン、農薬ジフェノコナゾール、動物用医薬品チアムリン、農薬ピラジフルミド、農薬フルチアニル、農薬フロメトキン、農薬ホルペット、農薬マンジプロパミド、農薬メタフルミゾン並びに農薬メピコートクロリドについて、食品中の残留基準値を設定したこと(別紙参照)。
- 2 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定されているプロファムの試験法を改正したこと。

第2 適用期日

告示の日から適用すること。ただし、プロファム試験法については、告示の日から6月以内に限り、なお従前の例によることができ、下表の農薬等ごとに掲げる食品の残留基準値については、告示の日から6月以内に限り、なお従前の例によること。

農薬等	食品
アバメクチン	小豆類、らっかせい、その他の豆類、たまねぎ、にんにく、その他の果実、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分
シアナジン	小麦、大麦、とうもろこし、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、その他のスパイス及びその他のハーブ
ジノテフラン	アーティチョーク、みつば及びその他のなす科野菜
ジフェノコナゾール	ライ麦、とうもろこし、そば、らっかせい及びびわ
チアムリン	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
ホルペット	たまねぎ、ねぎ、にんにく、セロリ、かぼちゃ、メロン類果実、まくわうり、未成熟いんげん、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果

	実、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、アボカド、その他の果実及びその他のスパイス
マンジプロパミド	すいか、メロン類果実及びまくわうり
メタフルミゾン	だいこん類の葉
メピコートクロリド	米、とうもろこし、そば、すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、その他のスパイス、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓、豚の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、ガミスロマイシン及びチアムリンについては、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、当該物質を含有するものであってはならない。
- (2) 今回残留基準値を設定するアバメクチンとは、アベルメクチン B_{1a}、アベルメクチン B_{1b} 及び代謝物[b] 【8,9-*Z*-アベルメクチン B_{1a}】の総和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (3) 今回残留基準値を設定するガミスロマイシンとはガミスロマイシンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (4) ガミスロマイシン製剤は、牛の頸部皮下又は豚の頸部筋肉内に投与する注射剤であり、残留試験の結果によると、他の部位の筋肉と比較して、注射部位直下の筋肉に高濃度で残留する。

ガミスロマイシンの「牛の筋肉」又は「豚の筋肉」の残留基準は、適正使用の判断を適切にするため注射部位以外の筋肉への残留試験の結果を踏まえて設定していることから、ガミスロマイシンを適正に使用した場合においても、注射部位直下の筋肉の残留試験の結果において「牛の筋肉」又は「豚の筋肉」の基準値を超える可能性がある。

このため、検査にあたってはと畜検査申請書等によりガミスロマイシンの使用が確認された場合には当該特性に留意して実施されたい。

- (5) 今回残留基準値を設定するシアナジンとはシアナジンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (6) 今回残留基準値を設定するジノテフランとは、農産物にあつてはジノテフランのみとし、畜産物にあつてはジノテフラン及びUF【1-メチル-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)ウレア】をジノテフランに換算したものの和とする。なお、改正前の残留の規制対象は、ジノテフランのみとしている。今回の改正に当たり、農産物については残留の規制対象に変更はない。
- (7) 今回残留基準値を設定するジフェノコナゾールとは、農産物にあつてはジフェノコナゾールのみとし、畜産物にあつてはジフェノコナゾール及び代謝物D【1-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-2-(1*H*-1,2,4-トリアゾール-1-イル)エタノール】をジフェノコナゾールに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (8) 今回残留基準値を設定するチアムリンとは、鶏の卵にあつてはチアムリンのみとし、その他の食品にあつては加水分解により8- α -ヒドロキシムチリンに変換される代謝物を8- α -ヒドロキシムチリンに換算したものととする。なお、改正前の残留の規制対象は、チアムリンのみとしている。今回の改正に当たり、鶏の卵については残留の規制対象に変更はない。
- (9) 今回残留基準値を設定するピラジフルミドとはピラジフルミドのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (10) 今回残留基準値を設定するフルチアニルとはフルチアニルのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (11) 今回残留基準値を設定するフロメトキンとはフロメトキンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (12) 今回残留基準値を設定するホルペットとはホルペットのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (13) 今回残留基準値を設定するマンジプロパミドとはマンジプロパミドのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (14) 「干しぶどう」に設定されているマンジプロパミドの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。

- (15) 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているマンジプロパミドの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (16) 今回残留基準値を設定するメタフルミゾンとは、農産物にあつてはメタフルミゾン（E体）、メタフルミゾン（Z体）及び代謝物D【*p*-[*m*-(トリフルオロメチル)フェナシル]ベンゾニトリル】をメタフルミゾンに換算したものの和とし、畜水産物にあつてはメタフルミゾン（E体）及びメタフルミゾン（Z体）の和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (17) 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているメタフルミゾンの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (18) 今回残留基準値を設定するメピコートクロリドとはメピコートクロリドのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

2 試験法関係

検体から試験に用いる試料を採取するに当たっては、別に規定する場合を除き、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成 17 年 1 月 24 日付け食安発 0124001 号部長通知）の第 1 章総則の 4．試料採取に従うこと。

3 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬ピラジフルミド、農薬フロメトキン及び農薬ホルペットに係る新規農薬登録並びに農薬及び動物用医薬品アバメクチン、動物用医薬品ガミスロマイシン、農薬シアナジン、農薬及び動物用医薬品ジノテフラン、農薬ジフェノコナゾール、農薬フルチアニル、農薬マンジプロパミド、農薬メタフルミゾン並びに農薬メピコートクロリドに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

別紙

アバメクチン(殺虫剤/寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	● 0.005	
らっかせい	● 0.005	
その他の豆類	● 0.005	
ばれいしょ	0.01	0.01
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.01	0.01
かんしょ	0.01	0.01
やまいも (長いものをいう。)	0.01	0.01
その他のいも類	0.01	0.01
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 0.2	0.05
たまねぎ	● 0.005	
ねぎ (リーキを含む。)	0.1	0.1
にんにく	● 0.005	
セロリ	○ 0.03	
その他のせり科野菜	0.05	0.05
トマト	○ 0.3	0.02
ピーマン	0.5	0.5
なす	0.2	0.2
その他のなす科野菜	0.2	0.2
きゅうり (ガーキンを含む。)	○ 0.2	0.01
かぼちゃ (スカッシュを含む。)		0.01
すいか	0.05	0.05
メロン類果実	0.05	0.05
その他のうり科野菜	0.01	0.01
しょうが	0.01	0.01
未成熟いんげん	○ 0.08	
その他の野菜	○ 0.08	0.01
みかん	○ 0.02	
なつみかんの果実全体	○ 0.1	0.01
レモン	○ 0.1	0.01
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.1	0.01
グレープフルーツ	○ 0.1	0.01
ライム	○ 0.1	0.01
その他のかんきつ類果実	○ 0.1	0.01
りんご	0.02	0.02
日本なし	0.02	0.02
西洋なし	0.02	0.02
マルメロ	0.01	
ネクタリン	0.09	0.09
あんず (アプリコットを含む。)	0.09	0.09
すもも (プルーンを含む。)	0.09	0.09
おうとう (チェリーを含む。)	0.09	0.09
いちご	○ 0.2	0.02

アバメクチン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ラズベリー	○ 0.05	
ブラックベリー	○ 0.05	
ぶどう	○ 0.02	
パパイア	○ 0.02	
アボカド	○ 0.02	
マンゴー	0.01	
その他の果実	● 0.005	
綿実	○ 0.02	0.01
くり	0.01	0.01
ペカン	0.01	0.01
アーモンド	0.01	0.01
くるみ	0.01	0.01
その他のナッツ類	0.01	0.01
茶	1	1
ホップ	0.2	0.2
その他のスパイス	○ 1	
その他のハーブ	0.03	0.03
牛の筋肉	○ 0.02	0.01
豚の筋肉	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.01
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.05	0.1
牛の腎臓	0.06	0.06
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.1
牛の食用部分	0.06	0.06
豚の食用部分	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.05	0.1
乳	0.02	0.02
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 0.5	0.2

ガミスロマイシン(抗生物質)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	○ 0.05	
牛の脂肪	0.01	0.01

ガミスロマイシン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の脂肪	○ 0.05	
牛の肝臓	0.4	0.4
豚の肝臓	○ 0.1	
牛の腎臓	0.4	0.4
豚の腎臓	○ 0.2	
牛の食用部分	0.06	0.06
豚の食用部分	○ 0.05	

シアナジン(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)		0.01
小麦	●	0.1
大麦	●	0.05
ライ麦		0.01
とうもろこし	●	0.1
そば		0.01
その他の穀類		0.01
大豆	●	0.02
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.05
その他の豆類	●	0.02
ばれいしょ	● 0.02	0.1
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも(長いものをいう。)	●	0.05
こんにゃくいも	●	0.05
その他のいも類	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	●	0.05
キャベツ	●	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05

シアナジン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜	●	0.05
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.05
その他のきく科野菜	●	0.05
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	○ 1	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.02
アスパラガス	● 0.02	0.05
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜	●	0.02
にんじん	●	0.05
パースニップ	●	0.05
パセリ	●	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜	●	0.05
トマト	●	0.05
ピーマン	●	0.05
なす	●	0.05
その他のなす科野菜	●	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.05
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.05
しろうり	●	0.05
その他のうり科野菜	●	0.05
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.02
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	1
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類	●	0.05

シアナジン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の野菜	●	0.05
その他のスパイス	●	0.05
その他のハーブ	●	0.05
ミネラルウォーター類	0.0006	0.0006

ジノテフラン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	2	2
とうもろこし	○ 0.5	0.1
大豆	0.1	0.1
小豆類	○ 0.3	
ばれいしょ	0.2	0.2
かんしょ	0.1	0.1
てんさい	0.2	0.2
さとうきび	○ 0.3	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10
かぶ類の根	0.5	0.5
かぶ類の葉	○ 6	5
クレソン	○ 7	5
はくさい	○ 6	2
キャベツ	2	2
芽キャベツ	○ 2	1
ケール	10	10
こまつな	10	10
きょうな	10	10
チンゲンサイ	10	10
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	10	10
アーティチョーク	●	5
チコリ	○ 6	5
エンダイブ	○ 6	5
しゅんぎく	20	20
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	25	25
その他のきく科野菜	○ 6	5
たまねぎ	○ 0.1	
ねぎ(リーキを含む。)	15	15
にら	10	10
アスパラガス	0.5	0.5

ジノテフラン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
わけぎ	○ 10	
その他のゆり科野菜	○ 4	0.7
にんじん	1	1
パセリ	5	5
セロリ	5	5
みつば	●	5
その他のせり科野菜	5	5
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	2	2
その他のなす科野菜	● 10	15
きゅうり (ガーキンを含む。)	2	2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	2	2
しろうり	2	2
すいか	0.5	0.5
メロン類果実	1	1
まくわうり	1	1
その他のうり科野菜	10	10
ほうれんそう	15	15
オクラ	2	2
しょうが	0.5	0.5
未成熟えんどう	5	5
未成熟いんげん	2	2
えだまめ	2	2
しいたけ	○ 0.5	
その他のきのこ類	○ 0.5	
その他の野菜	25	25
みかん	2	2
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	10	10
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	10	10
グレープフルーツ	10	10
ライム	10	10
その他のかんきつ類果実	10	10
りんご	2	2
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
びわ	1	1
もも	3	3
ネクタリン	2	2
あんず (アプリコットを含む。)	5	5
すもも (プルーンを含む。)	0.7	0.7
うめ	5	5

ジノテフラン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
おうとう (チェリーを含む。)	10	10
いちご	2	2
ブルーベリー	○ 0.2	
クランベリー	○ 0.2	
その他のベリー類果実	○ 0.2	
ぶどう	15	15
かき	2	2
キウイ	0.5	0.5
マンゴー	1	1
その他の果実	○ 5	0.7
綿実	0.4	0.4
茶	25	25
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	25	25
牛の筋肉	○ 0.1	0.05
豚の筋肉	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.1	0.05
牛の脂肪	○ 0.1	0.05
豚の脂肪	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.05
牛の肝臓	○ 0.1	0.05
豚の肝臓	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.05
牛の腎臓	○ 0.1	0.05
豚の腎臓	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.05
牛の食用部分	○ 0.1	0.05
豚の食用部分	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.05
乳	○ 0.1	0.05
鶏の筋肉	○ 0.02	
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	
鶏の脂肪	○ 0.02	
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	
鶏の肝臓	○ 0.02	
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	
鶏の腎臓	○ 0.02	
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	
鶏の食用部分	○ 0.02	
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	
鶏の卵	○ 0.02	
その他の家きんの卵	○ 0.02	

ジフェノコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2
小麦	0.1	0.1
大麦	0.1	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	●	0.1
そば	●	0.02
大豆	○ 0.1	0.05
らっかせい	● 0.01	0.1
ばれいしょ	0.1	0.1
てんさい	0.3	0.3
西洋わさび	0.4	0.4
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	2	2
サルシフィー	0.4	0.4
チコリ	0.08	0.08
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2	2
その他のきく科野菜	0.6	0.6
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	6	6
にんにく	0.2	0.2
アスパラガス	0.03	0.03
その他のゆり科野菜	9	9
にんじん	0.2	0.2
パセリ	○ 25	10
セロリ	10	10
その他のせり科野菜	0.5	0.5
トマト	0.6	0.6
ピーマン	2	2
なす	0.6	0.6
その他のなす科野菜	1	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.7	0.7
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.05	0.05
オクラ	0.6	0.6
しょうが	○ 0.05	
未成熟えんどう	0.7	0.7
未成熟いんげん	0.7	0.7
しいたけ	0.6	0.6
その他のきのこ類	0.6	0.6
その他の野菜	0.7	0.7

ジフェノコナゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なつみかんの果実全体	0.6	0.6
レモン	0.6	0.6
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.6	0.6
グレープフルーツ	0.6	0.6
ライム	0.6	0.6
その他のかんきつ類果実	0.6	0.6
りんご	0.8	0.8
日本なし	0.8	0.8
西洋なし	0.8	0.8
マルメロ	0.8	0.8
びわ	● 0.2	0.5
もも	0.2	0.2
ネクタリン	0.7	0.7
あんず (アプリコットを含む。)	1	1
すもも (プルーンを含む。)	0.3	0.3
うめ	3	3
おうとう (チェリーを含む。)	3	3
いちご	2	2
ブルーベリー	○ 4	
ぶどう	4	4
かき	0.7	0.7
バナナ	0.1	0.1
パパイア	0.2	0.2
アボカド	○ 0.6	0.5
マンゴー	0.07	0.07
パッションフルーツ	0.05	0.05
その他の果実	2	2
ひまわりの種子	0.02	0.02
ごまの種子	0.1	0.1
なたね	○ 0.2	0.1
その他のオイルシード	0.1	0.1
ぎんなん	0.03	0.03
くり	0.03	0.03
ペカン	0.03	0.03
アーモンド	0.03	0.03
くるみ	0.03	0.03
その他のナッツ類	0.03	0.03
茶	15	15
その他のスパイス	0.6	0.6
その他のハーブ	35	35
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2

ジフェノコナゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の脂肪	0.2	0.2
豚の脂肪	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	2	2
豚の肝臓	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2	2
牛の腎臓	2	2
豚の腎臓	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2
牛の食用部分	2	2
豚の食用部分	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2	2
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.03	0.03
その他の家きんの卵	0.03	0.03

チアムリン(抗生物質)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	○ 0.1	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.1	0.1
豚の脂肪	○ 0.1	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.1	0.1
豚の肝臓	○ 0.6	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.5	0.5
豚の腎臓	○ 0.1	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.1	0.5
豚の食用部分	○ 0.1	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.1	0.5
鶏の筋肉	● 0.1	0.1
その他の家きんの筋肉	● 0.1	0.1

チアムリン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の脂肪	● 0.1	0.1
その他の家きんの脂肪	● 0.1	0.1
鶏の肝臓	○ 1	0.6
その他の家きんの肝臓	○ 0.3	0.2
鶏の腎臓	● 0.1	0.1
その他の家きんの腎臓	● 0.1	0.1
鶏の食用部分	● 0.1	0.1
その他の家きんの食用部分	● 0.1	0.1
鶏の卵	● 0.2	1
その他の家きんの卵	●	1

ピラジフルミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	○ 0.3	
はくさい	○ 2	
キャベツ	○ 3	
ブロッコリー	○ 3	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 20	
たまねぎ	○ 0.3	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 5	
トマト	○ 2	
ピーマン	○ 5	
なす	○ 0.7	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.7	
すいか	○ 0.02	
メロン類果実	○ 0.05	
その他のうり科野菜	○ 1	
未成熟えんどう	○ 5	
未成熟いんげん	○ 5	
えだまめ	○ 10	
その他の野菜	○ 10	
みかん	○ 0.1	
なつみかんの果実全体	○ 2	
レモン	○ 2	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	
グレープフルーツ	○ 2	
ライム	○ 2	
その他のかんきつ類果実	○ 2	
りんご	○ 1	
日本なし	○ 1	

ピラジフルミド(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
西洋なし	○ 1	
もも	○ 0.2	
ネクタリン	○ 2	
あんず(アプリコットを含む。)	○ 3	
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.7	
うめ	○ 3	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	
いちご	○ 3	
ぶどう	○ 2	
かき	○ 0.5	
その他のスパイス	○ 10	

フルチアニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
トマト	○ 0.3	
なす	0.2	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.2	0.05
すいか	0.05	0.05
メロン類果実	0.05	0.05
未成熟えんどう	○ 0.5	
いちご	0.5	0.5

フロメキン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 5	
はくさい	○ 2	
キャベツ	○ 0.5	
たまねぎ	○ 0.05	
ねぎ(リーキを含む。)	○ 1	
トマト	○ 1	
ピーマン	○ 2	
なす	○ 1	
すいか	○ 0.05	
ほうれんそう	○ 2	
みかん	○ 0.05	

フロメキン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なつみかんの果実全体	○ 1	
レモン	○ 1	
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	○ 1	
グレープフルーツ	○ 1	
ライム	○ 1	
その他のかんきつ類果実	○ 1	
いちご	○ 2	
茶	○ 5	
その他のスパイス	○ 3	

ホルペット(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	○ 0.3	
ばれいしょ	○ 0.1	0.02
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2
たまねぎ	● 1	2
ねぎ (リーキを含む。)	●	30
にんにく	●	20
セロリ	●	30
トマト	○ 5	3
きゅうり (ガーキンを含む。)	○ 5	2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	20
メロン類果実	● 0.3	2
まくわうり	●	3
未成熟いんげん	●	0.05
みかん	●	10
なつみかんの果実全体	●	10
レモン	●	10
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	●	10
グレープフルーツ	●	10
ライム	●	10
その他のかんきつ類果実	●	10
りんご	5	5
おうとう (チェリーを含む。)	●	30
いちご	● 5	20
ラズベリー	●	20
ブラックベリー	●	20
ブルーベリー	●	20
クランベリー	●	20
ハックルベリー	●	20
その他のベリー類果実	●	20

ホルペット(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ぶどう	○ 10	2
アボカド	●	30
その他の果実	●	30
ホップ	120	120
その他のスパイス	●	30
干しぶどう	○ 40	

マンジプロパミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.2	0.2
小豆類	0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.09	0.02
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.01	0.01
かんしょ	0.01	0.01
やまいも (長いものをいう。)	0.01	0.01
その他のいも類	0.01	0.01
だいこん類 (ラディッシュを含む。)	25	25
かぶ類の葉	25	25
クレソン	25	25
はくさい	25	25
キャベツ	3	3
芽キャベツ	3	3
ケール	25	25
こまつな	25	25
きょうな	25	25
チンゲンサイ	25	25
カリフラワー	3	3
ブロッコリー	5	5
その他のあぶらな科野菜	25	25
チコリ	25	25
エンダイブ	25	25
しゅんぎく	25	25
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	25	25
その他のきく科野菜	25	25
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ (リーキを含む。)	7	7
にんにく	0.05	0.05
その他のゆり科野菜	7	7
パセリ	20	20
セロリ	20	20

マンジプロパミド(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
トマト	2	2
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	25	25
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.3	0.3
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.3	0.3
しろうり	0.3	0.3
すいか	● 0.2	0.3
メロン類果実	● 0.01	0.3
まくわうり	● 0.01	0.3
その他のうり科野菜	25	25
ほうれんそう	25	25
オクラ	1	1
しょうが	0.01	0.01
えだまめ	○ 2	
その他の野菜	25	25
みかん	0.3	0.3
なつみかんの果実全体	3	3
レモン	3	3
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	3	3
グレープフルーツ	3	3
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実	3	3
いちご	5	5
ぶどう	3	3
その他の果実	○ 3	1
ホップ	○ 90	50
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	25	25
干しぶどう		5
とうがらし (乾燥させたもの)		10

メタフルミゾン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.2	
大豆	0.5	0.5
ばれいしょ	0.02	0.02
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.2	0.2
かんしょ	0.2	0.2
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.5	0.5

メタフルミゾン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	● 30	40
はくさい	10	10
キャベツ	5	5
芽キャベツ	0.8	0.8
ケール	40	40
こまつな	40	40
きょうな	40	40
チンゲンサイ	10	10
ブロッコリー	10	10
その他のあぶらな科野菜	40	40
ごぼう	○ 0.2	
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	50	50
ねぎ (リーキを含む。)	○ 10	
アスパラガス	○ 0.7	
にんじん	○ 0.3	
トマト	○ 5	0.6
ピーマン	○ 5	0.6
なす	○ 3	0.6
その他のなす科野菜	0.6	0.6
ほうれんそう	○ 70	
しょうが	0.3	0.3
えだまめ	10	10
うめ	○ 10	
いちご	○ 0.2	
その他のハーブ	40	40
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	0.02	0.02
豚の脂肪	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02
乳	0.01	0.01
魚介類	2	2
とうがらし (乾燥させたもの)		6

メピコートクロリド(植物成長調整剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	●	2
小麦	○ 3	2
大麦	○ 4	2
ライ麦	○ 3	2
とうもろこし	●	2
そば	●	2
その他の穀類	○ 3	2
すいか	●	2
メロン類果実	●	2
まくわうり	●	2
みかん	●	2
なつみかんの果実全体	●	2
レモン	●	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	2
グレープフルーツ	●	2
ライム	●	2
その他のかんきつ類果実	●	2
りんご	●	2
日本なし	●	2
西洋なし	●	2
マルメロ	●	2
びわ	●	2
もも	●	2
ネクタリン	●	2
あんず（アプリコットを含む。）	●	2
すもも（プルーンを含む。）	●	2
うめ	●	2
おうとう（チェリーを含む。）	●	2
いちご	●	2
ラズベリー	●	2
ブラックベリー	●	2
ブルーベリー	●	2
クランベリー	●	2
ハuckleベリー	●	2
その他のベリー類果実	●	2
ぶどう	○ 5	2
かき	●	2
バナナ	●	2
キウイー	●	2
パパイヤ	●	2
アボカド	●	2
パイナップル	●	2
グアバ	●	2

メピコートクロリド(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
マンゴー	●	2
パッションフルーツ	●	2
なつめやし	●	2
その他の果実	●	2
ひまわりの種子	●	2
ごまの種子	●	2
べにばなの種子	●	2
綿実	2	2
なたね	○ 4	2
その他のオイルシード	●	2
ぎんなん	●	2
くり	●	2
ペカン	●	2
アーモンド	●	2
くるみ	●	2
その他のナッツ類	●	2
その他のスパイス	●	2
牛の筋肉	● 0.09	0.1
豚の筋肉	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.09	0.1
牛の脂肪	● 0.06	0.1
豚の脂肪	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.06	0.1
牛の肝臓	○ 0.5	0.1
豚の肝臓	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.5	0.1
牛の腎臓	○ 0.8	0.1
豚の腎臓	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.8	0.1
牛の食用部分	○ 0.8	0.1
豚の食用部分	● 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.8	0.1
乳	○ 0.06	0.05
鶏の筋肉	● 0.05	0.1
その他の家きんの筋肉	● 0.05	0.1
鶏の脂肪	● 0.05	0.1
その他の家きんの脂肪	● 0.05	0.1
鶏の肝臓	● 0.05	0.1
その他の家きんの肝臓	● 0.05	0.1
鶏の腎臓	● 0.05	0.1
その他の家きんの腎臓	● 0.05	0.1
鶏の食用部分	● 0.05	0.1
その他の家きんの食用部分	● 0.05	0.1

メピコートクロリド(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05

脚注

※○：平成30年 3 月30日適用（規制緩和の品目）

●：平成30年 9 月30日適用（規制強化の品目）

- ・ 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、ガミスロマイシン及びチアムリンについては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、当該物質を含有するものであってはならない。
- ・ ガミスロマイシン製剤は、牛の頸部皮下又は豚の頸部筋肉内に投与する注射剤であり、残留試験の結果によると、他の部位の筋肉と比較して、注射部位直下の筋肉に高濃度で残留する。
ガミスロマイシンの「牛の筋肉」又は「豚の筋肉」の残留基準は、適正使用の判断を適切にするため注射部位以外の筋肉への残留試験の結果を踏まえて設定していることから、ガミスロマイシンを適正に使用した場合においても、注射部位直下の筋肉の残留試験の結果において「牛の筋肉」又は「豚の筋肉」の基準値を超える可能性がある。
このため、検査にあたってはと畜検査申請書等によりガミスロマイシンの使用が確認された場合には当該特性に留意して実施されたい。
- ・ 今回残留基準値を設定するアバメクチンとは、アベルメクチンB_{1a}、アベルメクチンB_{1b}及び代謝物[b]【8,9-Z-アベルメクチンB_{1a}】の総和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 今回残留基準値を設定するガミスロマイシンとはガミスロマイシンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 今回残留基準値を設定するシアナジンとはシアナジンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 今回残留基準値を設定するジノテフランとは、農産物にあってはジノテフラン、畜産物にあってはジノテフラン及びUF【1-メチル-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)ウレア】をジノテフランに換算したものの和とする。なお、改正前の残留の規制対象は、ジノテフランのみとしている。今回の改正に当たり、農産物については残留の規制対象に変更はない。

- ・ 今回残留基準値を設定するジフェノコナゾールとは、農産物にあってはジフェノコナゾールのみとし、畜産物にあってはジフェノコナゾール及び代謝物D【1-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-2-(1*H*-1,2,4-トリアゾール-1-イル)エタノール】をジフェノコナゾールに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 今回残留基準値を設定するチアムリンとは、鶏の卵にあってはチアムリンとし、その他の食品にあっては加水分解により8- α -ヒドロキシムチリンに変換される代謝物を8- α -ヒドロキシムチリンに換算したものとす。なお、改正前の残留の規制対象は、チアムリンのみとしている。今回の改正に当たり、鶏の卵については残留の規制対象に変更はない。
- ・ 今回残留基準値を設定するピラジフルミドとはピラジフルミドのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 今回残留基準値を設定するフルチアニルとはフルチアニルのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 今回残留基準値を設定するフロメキンとはフロメキンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 今回残留基準値を設定するホルペットとはホルペットのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 今回残留基準値を設定するマンジプロパミドとはマンジプロパミドのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 「干しぶどう」に設定されているマンジプロパミドの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・ 「とうがらし(乾燥させたもの)」に設定されているマンジプロパミドの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「とうがらし(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・ 今回残留基準値を設定するメタフルミゾンとは、農産物にあってはメタフルミゾン(*E*体)、メタフルミゾン(*Z*体)及び代謝物D【*p*-[*m*-(トリフルオロメチル)フェナシル]ベンゾニトリル】をメタフルミゾンに換算したものの和とし、畜水産物にあってはメタフルミゾン(*E*体)及びメタフルミゾン(*Z*体)の和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

- ・ 「とうがらし(乾燥させたもの)」に設定されているメタフルミゾンの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「とうがらし(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・ 今回残留基準値を設定するメピコートクロリドとはメピコートクロリドのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。